

## 拡声器の使用に関する規制

### ○滋賀県公害防止条例（昭和 47 年 12 月 21 日 滋賀県条例第 57 号）

#### 第 5 節 拡声機による騒音の規制

（拡声機の使用の制限）

第 47 条 何人も、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域であつて規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、商業宣伝を目的として航空機から機外に向けて拡声機を使用してはならない。

（警告）

第 48 条 知事は、前条の規定に違反して拡声機が使用されていることにより、その周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該違反行為を行なっている者に対し、警告を発することができる。

\* 第 48 条の規定による警告に従わず違反行為をした者は 3 月以下の懲役または 20 万円以下の罰金（第 60 条）

### ○滋賀県公害防止条例施行規則（昭和 48 年 3 月 24 日 滋賀県規則第 10 号）

#### 第 5 節 拡声機による騒音の規制

（商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等）

第 29 条 条例第 47 条第 1 項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね 50 メートルの区域とする。

(1) 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）

(2) 保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所をいう。）

(3) 病院および患者を入院させるための施設を有する診療所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設を有するものをいう。）

(4) 図書館（図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館をいう。）

(5) 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームをいう。）

2 条例第 47 条第 1 項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場（屋内から屋外へ向けて使用する場を除く。）であつて周辺の生活環境をそこなうおそれがないときとする。

### ○大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年 9 月 25 日 条例第 27 号）

#### 第 8 節 拡声機の使用等に関する規制

（拡声機の使用制限）

第 70 条 規則で定める区域内において商業宣伝を目的として屋外において又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する者は、拡声機を使用する時間及び場所並びに拡声機の音量等について規則で定める事項を遵守しなければならない。

（使用停止命令等）

第 72 条 市長は、第 70 条の規定に違反して拡声機が使用され、又は前条の規定に違反して音響機器が使用されていることにより、その周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該違反行為を行っている者に対し、違反行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

\* 第 72 条の規定による命令に違反した者は 3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金（第 124 条）

### ○大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成 11 年 6 月 18 日 規則第 64 号）

#### 第 7 節 拡声器の使用等に関する規制

（商業宣伝を目的とする拡声器の使用を制限される区域）

第 72 条 条例第 70 条の規則で定める区域は、第 65 条に規定する規制地域のうち、滋賀県公害防止条例施行規則（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号）第 29 条第 1 項に規定する区域を除いた区域とする。

（拡声器の使用に係る遵守事項）

第 73 条 条例第 70 条の規則で定める事項は、別表第 12 に定める事項とする。

拡声器使用可能時間

平日 : 9:00~20:00

日・休日 : 10:00~19:00

(ただし、祭礼等の場合は 22:00 まで使用可)

別表第 12(第 73 条関係) 拡声機の使用に係る遵守事項

- 1 午後8時から翌日午前9時までの間(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあつては、午前10時以前及び午後7時以後までの間)は、拡声機を使用しないこと。ただし、祭礼その他地域慣習となっている行事に係るものにあつては午後10時まで拡声機を使用することができるものとする。
- 2 地上10メートル以下の場所に設置し、かつ、水平方向から下方30度から45度までの角度で使用すること。
- 3 同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。
- 4 移動しながら、又は移動して拡声機を使用する場合にあつては、1走行区間又は1地点につき連続して15分以上使用しないこと。
- 5 拡声機から発する音量が当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点、当該拡声機の直下から、当該拡声機を設置している事業場の敷地境界までの距離が10メートル以上ある場合は、当該事業場の敷地境界線上の地点)において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。ただし、移動しながら、又は移動して拡声機を使用する場合は、それぞれの音量から5デシベルを減じた音量とする。

地域区分	単位(デシベル)
第1種区域	55
第2種区域	60
第3種区域	70
第4種区域	75

備考

- 1 この表における第1種から第4種までの区域は、別表第8の備考5に掲げる区域とする。
- 2 別表第8の表の備考1、備考2及び備考4の規定は、この表についても適用する。